

「近江のなれずし製造技術魅力発信冊子作成委託業務」仕様書

1 委託業務名

近江のなれずし製造技術魅力発信冊子作成委託業務

2 業務の目的

令和5年3月に国の登録無形民俗文化財に「近江のなれずし製造技術」が登録された。本県の「なれずし」は、フナやコイ、モロコ、アユなど多様な湖魚を使って漬け込みを行い、これを食するという滋賀らしい食文化であり、「なれずし」文化には、地域的な特色や家庭の嗜好などもあり、多様な文化がひろがっている。国の登録無形民俗文化財への登録を契機に、その魅力を幅広く発信することにより今後の保存継承に繋げていく。

3 業務を委託する期間

契約の日から令和5年12月19日（火）までの間とする。

4 業務の進め方

(1) 実施体制

- ①受託者は、実施体制を明確にすること。
- ②本業務の実施にあたっては、県と調整しながら進めること。

(2) 進捗管理

- ①受託者は、事業計画（実施スケジュール）を提出し、県の承認を得ること。
- ②事業計画に基づき適切に進捗管理を行い、定期的に報告すること。
- ③事業計画に変更が生じた場合、事業の進捗に遅れが乗じた場合等は、遅滞なく県に報告・協議すること。
- ④県が、事業の進捗状況等への報告を求めた場合は、遅滞なくこれに応じること。

5 冊子の概要

- (1) 全体を通じて、様々な世代が「近江のなれずし製造技術」を知り、その魅力を感じることができるような内容、明るいイメージのデザインとすること。また、漁業者や製造者の声や研究者の声など多様な視点からの「近江のなれずし製造技術」を紹介するとともに、イラストや写真を交えて紹介するなど、見やすく、わかりやすい構成とすること。
- (2) 規格は以下のとおりとする。
 - ・サイズ：A4
 - ・ページ数：24ページ（表紙含む）
 - ・カラー：表紙、本文、4色刷カラー

- ・データ：PDFデータ、イラストレーター形式
- ・その他：納品データをもとに印刷発注を行うことを留意すること。

【印刷仕様案】

- ・用紙：上質紙
- ・加工：中とじ
- ・製本：ホッチキス止め

6 委託業務の内容

「近江のなれずし製造技術」を紹介し魅力を発信する冊子の企画・編集・デザインの業務を実施する（印刷は含まない）。

(1) 原稿案の作成（デザイン・レイアウトを含む）

- ①わかりやすく読者に伝わるよう冊子の全体構成を作成し、イラスト・写真、地図などを加えて紙面全体のレイアウトおよびデザインを行うこと。
- ②企画・構成に際しては、作成する冊子が、滋賀県の多様ななれずし文化の魅力を発信することを目的とする。
構成内容案として、なれずしの製造技術の概要、なれずしの歴史、なれずしの製造工程、なれずしと魚、なれずしと祭り、なれずしと近江文化、なれずしと日本食、なれずしのレシピなどを想定しており、飲食等のガイドブックではない点に留意すること。（別紙構成内容案参照）
- ③原稿作成に際して、記者やカメラマンにより、漁業関係者やなれずし製造技術者、学識者などに取材、ロケ等を適宜行うこと。取材先の選定にあたっては、県と十分に協議し、県の承認を得た上で実施することとし、取材先への依頼、連絡調整その他これらに付随する一切の業務は、受託者が行うこと。
- ④受託者は、必要に応じて、専門家等に執筆を依頼し原稿を作成することができるものとする。なお、執筆者の選定にあたっては、県と十分に協議し、県の承認を得た上で実施することとし、執筆者への依頼、謝金、連絡調整その他これらに付随する一切の業務は、受託者が行うこと。
- ⑤紙面全体にわたりユニバーサルデザインの原則に則り、UD フォントの使用など読み取りやすい紙面展開を図ること。

(2) 原稿の修正、追加

原稿作成の過程で、県から修正・追加等の指示があった場合は、必要な修正・追加等を行うこと。

(3) 校正

校正は、文字校正2回以上とする。

県は、文字校正のデータを受けてから概ね1週間程度、色校正は3日程度で回答する。

(4) 納品

納品期限：令和5年12月19日（火）

納品：データ（PDFおよびイラストレーター形式）をCD-R（1枚）および電子メールで次の納品先に送付すること。なお、PDFファイルは、各章一式版と各章ごとに作成・保存すること。

納品先：滋賀県文化スポーツ部文化財保護課 美術工芸・民俗係

7 再委託

- (1) 受託者は、受託業務の全部を第三者に委託してはならない。
- (2) 受託者は、委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定および技術的判断等を再委託することはできない。
- (3) 受託者は、当該再委託に係る再委託先の行為について、すべての責任を負う。

8 守秘義務

受託者は、本業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。また、委託業務終了後も同様とする。

9 業務の継続が困難となった場合の措置

県と受注者との契約期間中において、受注者による業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとする。

- (1) 受注者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合、受注者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、滋賀県は契約の取消しができる。この場合、滋賀県に生じた損害は、受注者が賠償するものとする。なお、次期受注者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、引き継ぎを行うものとする。
- (2) その他の事由により業務の継続が困難となった場合
災害その他不可抗力等、滋賀県及び受注者双方の責に帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとする。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できる。

なお、業務期間終了若しくは契約の取消しなどにより次期受注者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引き継ぎに協力するとともに、必要な情報等を遅滞なく提供すること。

10 その他

- (1) 受託者は、本業務の遂行にあたっては、県と協議し、適時連絡、確認を取りながら行うものとする。
- (2) 受託者は、本業務を確実に遂行するため責任者を置き、県との協議及び事務打ち合わせに出席させるものとする。また、業務を円滑に行うため、適切な人員の配置を行

うものとする。

- (3) 本業務の実施にあたり発生した著作権（著作権法第 27 条および第 28 条の権利を含む。）は、受託者または第三者が従前から保有していた著作物の著作権を除き、県に帰属するものとし、県において印刷物やホームページへの掲載、複製、改変等を行うことがある。
- (4) 本業務の実施にあたり、県の責によるもの以外の要因により、他の者の権利の侵害や、損害の発生等の問題が生じたときは、受託者の責任においてこれを処理すること。
- (5) この仕様書に定めのない事項又は仕様について疑義が生じた場合は、両者協議により業務を進めるものとする。

別紙：構成内容案

ページ	割り付け	コンテンツ案	内容	制作
1	表 1	表紙		ふなずしの物撮り
2	表 2	ふなずしの製造技術	ふなずしや登録されたことに関して説明	ふなずしの物撮り
3	P 3			
4	P 4	ふなずしの歴史	ふなずしの歴史を説明	マンガによる
5	P 5			
6	P 6	ふなずしができるまで	ふなずしの製造工程を写真等を用いながら説明	ロケ撮り・物撮り
7	P 7			
8	P 8			
9	P 9			
10	P 1 0			
11	P 1 1			
12	P 1 2	ストーリー：ニゴロブナを未来に残すための挑戦	漁業関係者への取材によりふなずしに迫る	漁業関係者への取材・ロケ撮り
13	P 1 3			
14	P 1 4	ストーリー：ふなずしをもっと身近に	製造技術者への取材によりふなずしに迫る	製造技術者への取材・ロケ撮り
15	P 1 5	ストーリー：ふなずしと祭り	祭礼関係者への取材によりふなずしに迫る	祭礼関係者への取材・ロケ撮り
16	P 1 6	ふなずしと近江文化	滋賀とふなずしの関係等	研究者への取材
17	P 1 7			
18	P 1 8	日本の食文化を支えるふなずし	日本の食文化とふなずしの関係等	研究者への取材
19	P 1 9			
20	P 2 0	ふなずしレシピ	ふなずしを使ったレシピ等を紹介	物撮り要
21	P 2 1			
22	P 2 2	多様化するふなずし	さまざまなふなずしを紹介	物撮り要
23	表 3			
24	表 4	裏表紙		